

尚絅大学短期大学部学則

第1章 総則

(使命・目的)

第1条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

(学科)

第2条 本学に、総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科を置く。

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
総合生活学科	65人	130人
食物栄養学科	80人	160人
幼児教育学科	100人	200人
合 計	245人	490人

(学科の目的)

第4条 総合生活学科は、建学の精神及び教育理念に則り、情報・福祉・衣食住などを基礎的総合的に学び、現代生活への理解を深め、より良い家庭や社会を創造する能力と実践的技能を身につけた女性を育成することを目的とする。

2 食物栄養学科は、建学の精神及び教育理念に則り、食を通じて社会の発展と人の健康づくりに貢献できる栄養士を養成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある女性を育成することを目的とする。

3 幼児教育学科は、建学の精神及び教育理念に則り、子どもの心、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかな生活、遊びを導く実践的な保育者の技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭・保育士・保育教諭を養成し、社会の保育に貢献する女性を育成することを目的とする。

(学長権限)

第4条の2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は2年とする。

2 在学期間は4年を超えることはできない。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、教授会の議を経て前期の終期又は後期の始期について変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 尚絅学園創立記念日 5月1日

(4) 春季休業 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

2 休業中にかかわらず、見学、実習又は聴講させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、教授会の議を経て休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第9条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第10条 各学科の教育課程は、教養科目及び専門教育科目により編成する。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目を開設する。

3 教育課程の授業科目は、必修科目及び選択科目に区分し、これを各年次に配当するものとする。

4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

5 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第11条 総合生活学科の授業科目及び単位数は、別表第1、食物栄養学科の授業科目及び単位数は、別表第2-1、並びに幼児教育学科の授業科目及び単位数は、別表第3-1のとおりとする。

2 前条第2項の日本語科目の授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

3 履修方法に関する規程は、別に定める。

(他の学科における授業科目の履修等)

第11条の2 短期大学部部長は、学生が他の学科の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所属の学科における授業科目の履修に

より修得したものとみなすことができる。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修科目的登録の上限)

第14条 学科は、学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学年に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 学科は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

(履修する科目的登録)

第15条 学生は、当該年度において履修する授業科目を学期の始めに登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第16条 第10条第5項及び第6項の授業方法により修得した単位は、合わせて30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

2 第17条から第19条までの規定により修得した単位数のうち、前項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目的履修等)

第17条 短期大学部部長は、教育上有益と認めるときは他の短期大学又は大学（以下「大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条 短期大学部部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目的履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得した単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 短期大学部部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学部部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する大学等以外の教育施設等における学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

(本学以外の学修における認定単位数の上限)

第20条 前3条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて30単位を超えないものとする。

2 前3条の規定による単位の認定は、教授会の議を経て、短期大学部部長が行う。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、短期大学部部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。

(留学)

第22条 外国の大学等で学修することを志願する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、グローバル化推進委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学の期間は、第5条第1項の修業年限に含まれるものとする。

4 第17条の規定は、留学の場合に準用する。この場合において、同条中「他の短期大学又は大学」とあるのは、「外国の短期大学又は大学」と読み替えるものとする。

5 留学に関する規程は、別に定める。

第4章 試験、単位の認定、卒業の認定、短期大学士の学位、免許状及び資格

(単位の認定)

第23条 授業科目を履修した者には、学力試験及び受講状況その他により認定の上、合格した者に単位を与える。

2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

3 前項の評語に係る成績は、次のとおりとする。

- (1) 秀 90点以上100点まで
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満

(5) 不可 60点未満

(試験の方法)

第24条 試験の方法は、筆記、論文、口述、その他の方法による。

(試験の時期)

第25条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(出席停止者に対する試験)

第25条の2 学校保健安全法に基づく感染症による出席停止により定期試験を受験できなかった者に対しては試験を行う。

(追試験)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者に対しては、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第27条 所定の単位を修得できない者に対しては、再試験を行うことがある。

(試験に関する規程)

第28条 試験に関する規程は、別に定める。

(卒業の認定)

第29条 本学に2年以上在学し、かつ合計62単位以上を修得した者について、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に規定する単位には、第10条第2項に定める科目的単位は含めないものとする。

3 学長は、第1項の規定により卒業を認定した者に卒業証書・学位記を授与する。

(短期大学士の学位)

第30条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第31条 本学において得られる免許状及び資格等の種類は次のとおりとする。

学 科	免許状及び資格等の種類
総合生活学科	情報処理士資格 秘書士資格 上級秘書士資格（メディカル秘書）
食物栄養学科	栄養士免許 食品衛生監視員資格（任用資格） 食品衛生管理者資格（任用資格） フードサイエンティスト資格
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格

(教育職員免許状)

第32条 教育職員の免許状を得ようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則の科目及び単位を履修し、所定の単位数を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する履修方法は、別に定める。

(情報処理士の資格)

第33条 情報処理士の資格を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、別に

定める情報処理士に関する専門教育科目を修得しなければならない。

2 情報処理士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

(秘書士及び上級秘書士資格)

第33条の2 秘書士及び上級秘書士の資格を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、別に定める秘書士及び上級秘書士に関する専門教育科目を修得しなければならない。

2 秘書士及び上級秘書士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

(栄養士免許)

第34条 栄養士法に基づく栄養士の免許を得ようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、栄養士法施行規則に基づく別表第2-2の学則規定科目及び単位を修得しなければならない。

2 栄養士免許の取得に関する履修方法は、別に定める。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格)

第34条の2 食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、別に定める食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格に関する専門教育科目を修得しなければならない。

2 食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

(フードサイエンティスト資格)

第35条 フードサイエンティスト資格を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、別に定めるフードサイエンティストに関する専門教育科目を修得しなければならない。

2 フードサイエンティスト資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

(保育士資格)

第36条 児童福祉法に基づく保育士の資格を得ようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則に基づく別表第3-2の学則規定科目及び単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する履修方法は、別に定める。

第5章 入学、退学、転学、休学及び除籍

(入学時期)

第37条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第38条 本学に入学できる者は、女子に限り、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
(入学志願手続)

第39条 入学志願者は、所定の出願書類に所定の入学検定料を添え、所定の期日までに願い出なければならない。

(選考方法)

第40条 入学志願者に対しては選考を行う。その方法については、別に定める。

(合格者の決定)

第41条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第42条 合格者が、指定の期日までに所定の入学会員登録料を納付したときは、学長は、その入学を許可する。

(入学の手続)

第43条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学誓書、保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、正当な理由がなく、指定の期日までに前項の手続をとらないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(再入学)

第44条 本学を願いにより退学した者が、退学後、再入学を志願するときは、選考の上、学長は、再入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、短期大学部部長が行う。

(転入学)

第45条 他の大学の学生で、転入学を志願するときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長は、転入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、短期大学部部長が行う。

(適用規定)

第46条 第37条及び第39条から第43条までの規定は、第44条及び第45条により入学する者に適用する。

(転学科)

第47条 転学科を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、短期大学部部長は、転学科を許可することがある。

2 前項により転学科を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、短期大学部部長が行う。

(願いによる退学)

第48条 退学しようとする者は、所定の様式により、保証人連署をもって、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 学生が死亡した場合は、保証人がその事実を証明する書面を添え、学長に届け出なければならない。

(転学)

第49条 他の大学に転学しようとする者は、所定の様式により、保証人連署をもって、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

(休学)

第50条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き3か月以上修学することのできない者は、所定の様式により、保証人連署をもって、休学時の納付金を添えて学長に休学を願い出なければならない。ただし、疾病のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の場合、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがあるが、通算2年以内を限度とする。

4 伝染性疾患等により、療養が必要であり、修学することが適当でないと認められる者には、学長は、教授会の議を経て、休学を命じることができる。

5 休学期間はこれを在学期間に算入しない。

(復学)

第51条 復学しようとする者は、所定の様式により、保証人連署をもって、学長に願い出なければならない。ただし、疾病のため休学した者が復学しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な理由がなく3か月以上欠席した者
- (2) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第50条第3項に規定する休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 行方不明の届出のあった者
- (5) 正当な理由がなく授業料及びその他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者で、納付期限を4か月経過した者。

第6章 入学検定料、入学金、授業料、休学時の納付金、科目等履修料、聴講料及び その他の納付金

(入学検定料等の額)

第53条 入学検定料、入学金、授業料、休学時の納付金、科目等履修料、聴講料及びその他の納付金の額は、別表6から別表9のとおりとする。

(授業料及びその他の納付金の徴収方法)

第54条 学生は、授業料及びその他の納付金を所定の時期までに納付しなければならない。

2 授業料及びその他の納付金の徴収方法に関する規程は、別に定める。

(納付義務)

第55条 授業料及びその他の納付金は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間はこれを納めなければならない。

(既納の授業料及びその他の納付金の扱い)

第56条 既納の授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 入学手続を終えた者で、3月31日までに文書により入学辞退を申し出た者 当該授業料、施設設備資金及び実験実習料相当額
- (2) 前期中に後期に係る授業料及びその他の納付金を併せて納付した者で、9月までに退学又は休学

を許可された者 後期分授業料、施設設備資金及び実験実習料相当額

(削除)

第57条 削除

(授業料の免除)

第58条 休学を許可された者に対しては、休学期間中の授業料及びその他の納付金を免除することができる。

2 修学態度が標準に達していると認められ、かつ、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、尚絅大学・尚絅大学短期大学部授業料免除規程により授業料を免除することができる。

第7章 教職員組織

(学長、教授その他の職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学長補佐は、学長の職務を助ける。

6 短期大学部部長は、短期大学部に関する校務をつかさどる。

7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。

11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

12 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学長の選考等)

第60条 学長の選考及び解任については、別に定める。

(学長の代行)

第60条の2 学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、学長の職務を代行する者（学長代行）を置くことができる。

2 学長の代行に関する規程は、別に定める。

(名誉学長及び名誉教授)

第61条 本学に名誉学長及び名誉教授を置くことができる。

2 名誉学長及び名誉教授の選考については、別に定める。

(特任教員)

第61条の2 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員の選考については、別に定める。

(客員教授)

第61条の3 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授の選考については、別に定める。

第8章 教授会

(教授会)

第62条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(評議会)

第63条 本学及び尚絅大学の運営上の重要事項を審議するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

第64条 本学における授業科目について、履修を願い出る者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 履修を許可された者は、科目等履修料を前納しなければならない。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第65条 本学における授業科目について、聴講を願い出る者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講を許可された者は、聴講料を前納しなければならない。

3 聴講生に関する規程は、別に定める。

(出願及び入学手続等)

第66条 科目等履修生及び聴講生に係る出願及び入学手続等については、第37条から第39条及び第41条から第43条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第67条 本学における授業科目について、他の短期大学又は大学（尚絅大学を含む。）との協定に基づき、履修を願い出る者があるときは、授業に支障がない限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。

3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第67条の2 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望願する者については、選考の上、教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第68条 本学は、地域社会の文化向上に資するため、公開講座を開くことがある。

第10章 賞罰

(表彰)

第69条 学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第70条 学生が本学の規則に違反し、また、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績不良で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者

4 停学の期間は、修業年限に算入せず、在学期間に算入する。

5 第2項に定める懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 各種部会及び委員会

(部会及び委員会)

第71条 本学に、必要に応じて部会及び委員会を置く。

2 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第12章 センター組織

(センター)

第72条 本学に、次のセンターを置く。

- (1) 入試センター
- (2) 尚絅子育て研究センター
- (3) 尚絅食育研究センター
- (4) 尚絅地域連携推進センター
- (5) 尚絅ボランティア支援センター
- (6) 就職・進路支援センター
- (7) 学修支援センター
- (8) グローバル化推進センター

2 前項各号のセンターに関する規程は、別に定める。

第13章 附属施設

(図書館及び研究室)

第73条 本学に、図書館及び研究室を置き、教職員と学生の研究に資する。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(削除)

第74条 削除

2 削除

(学寮)

第75条 本学に、学寮を置く。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

(保健室)

第76条 本学に、教職員、学生の保健、医療のための保健室を置く。

2 保健室に関する規程は、別に定める。

第14章 自己点検・自己評価

(自己点検・評価等)

第77条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び外部評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価及び外部評価の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、学則第39条は平成17年3月28日から施行する。

2 別表第1、第3-1、及び第3-2は平成17年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、学則第25条及び第25条の2は平成18年3月1日から施行する。

2 別表第1、第2-1、第2-2、第3-1、第3-2、第6、第7及び第10は平成18年度入学生から適用する。

3 この学則を変更しようとするときは、教授会において2/3以上の同意がなければならない。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1は平成21年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第23条第2項及び第3項並びに別表第1、第2-1、第2-2、第3-1及び第3-2は平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の別表第3－1及び第3－2は平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、第3－1、第3－2及び第7の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第72条の2の規定は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第31条の表に規定する秘書士資格及び上級秘書士資格（メディカル秘書）並びに第33条の2の規定は、平成26年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2－1、別表第2－2、別表第3－1及び別表第3－2の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2－1、別表第2－2、別表第3－1及び別表第8その3の規定は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2－1、別表第2－2、別表第3－1及び別表第3－2の規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2－1、別表第2－2、別表第3－1及び別表第3－2の規定は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1、別表第2－1、別表第2－2、別表第3－1及び別表第3－2の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第11条の2、別表第1及び別表第2－1の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第29条の規定は、令和6年度入学者から適用する。

別表第1 (第11条関係)

総合生活学科

教養科目

授業科目			単位		
			必修	選択	計
教養科目	全学講義科目 共通開	熊本学		1	1
		日本伝統文化入門		1	1
		数理・データサイエンス・AI入門		1	1
	学部学科開講科目	日本語表現	2		2
		ベーシック・イングリッシュ	1		1
		イングリッシュ・スピーキング	1		1
		Communication Workshop		1	1
	外國語	初級韓国語		1	1
		実用観光韓国語		1	1
		初級中国語 I		1	1
	人間と社会	花と着付けと茶道		1	1
		くらしと憲法		2	2
		観光文化学入門		2	2
		マンガ表現論 I		2	2
	自然と生命	経済学		2	2
		健康スポーツ	1		1
計			5	16	21

専門教育科目

授業科目			単位		
			必修	選択	計
専門教育科目	キャリア科目	キャリアサポート	1		1
		女性と社会	1		1
		キャリアサポート応用	1		1
		インターンシップ		1	1
	基礎科目	基礎セミナー	1		1
		衣生活学	2		2
		食生活学	2		2
		住生活学	2		2
		生活経営論	2		2
		社会福祉	2		2
	フィールド専門科目	心理学	2		2
		色彩学		2	2
		ICT概論	2		2
		卒業演習	1		1
		情報処理入門	1		1
	医療事務・情報ビジネス	情報処理応用		1	1
		ビジネスデータ処理演習		1	1
		WEBデザイン演習 I		1	1
		WEBデザイン演習 II		1	1
		オフィススタディ (秘書概論)	2		2
		ビジネスマナー	1		1
		ホスピタリティと経営		2	2
		医療事務総論		2	2
		医療事務実務		2	2
		簿記会計		2	2
		ビジネスコミュニケーション・企画力		2	2
		秘書実務	1		1
		生理学		2	2
		医療事務実務応用		2	2

授業科目			単位		
			必修	選択	計
専門教育科目	福祉ウェルネス	福祉事業論		2	2
		社会保障論		2	2
		介護概論		2	2
		介護技術 I		2	2
		介護現場と心理		2	2
		介護技術 II		1	1
		保育学		2	2
		レクリエーション概論		2	2
		レクリエーション技法		1	1
		フィットネス・ダンス		1	1
	フィールド専門科目	美容と健康 I		2	2
		美容と健康 II		1	1
		メンタルヘルス		2	2
		死生学		2	2
		ボランティア実習		1	1
		対人コミュニケーション		2	2
		健康科学	1		1
		空間表現演習 I		1	1
		空間表現演習 II		1	1
		インテリアコーディネート論		2	2
	生活デザイン	インテリア演習		1	1
		福祉住環境論		2	2
		地域住居論		2	2
		アパレル材料演習		1	1
		アパレルデザイン論		2	2
		色彩構成論		2	2
		アパレルメーキング実習 I	1		1
		アパレルメーキング実習 II		1	1
		ファッショングランピング		2	2
		ブライダル入門		2	2
	計	ブライダル演習		1	1
		製菓理論		2	2
		フードプランニング実習		1	1
		フードコーディネート演習		1	1
		スイーツ実習		1	1
		食育とおやつ		1	1
計			26	74	100

別表第2－1（第11条関係）

食物栄養学科		
--------	--	--

教養科目

授業科目		単位		
		必修	選択	計
全学共通開講科目	熊本学		1	1
	日本伝統文化入門		1	1
	数理・データサイエンス・AI入門		1	1
教養基礎	基礎セミナー	1		1
	日本語表現	1		1
	情報処理入門		1	1
	データ解析・統計処理	1		1
	キャリア教育Ⅰ	1		1
	キャリア教育Ⅱ	1		1
	キャリア教育Ⅲ		1	1
外国語	英語Ⅰ		1	1
	英語Ⅱ		1	1
	韓国語		1	1
人間と社会	心理学		2	2
	音楽		2	2
	人権教育		2	2
	経済学		2	2
	社会学		2	2
	日本国憲法		2	2
自然と生命	生物学	2		2
	化学	2		2
	生涯スポーツ論		1	1
	基礎数学		2	2
	環境の科学		2	2
計		9	25	34

専門教育科目

授業科目		単位		
		必須	選択	計
社会健康生活と	公衆衛生学		2	2
	社会福祉概論		2	2
	看護・介護概論		1	1
人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ		2	2
	解剖生理学Ⅱ		2	2
	生化学		2	2
	病理学		2	2
	解剖生理学実習		1	1
	生化学実験		1	1
	計			

授業科目	単位		
	必須	選択	計
食品と衛生	食品学Ⅰ		2
	食品学Ⅱ		2
	食品学Ⅲ		2
	食品学実験Ⅰ		1
	食品学実験Ⅱ		1
	食品加工学実習		1
	食品衛生学		2
栄養と健康	食品衛生学実習		1
	微生物学		2
	栄養学総論		2
	栄養学各論		2
	臨床栄養学概論		2
	運動栄養学		2
	臨床病態学概論		2
栄養の指導	栄養学各論実習		1
	臨床栄養学実習		1
	栄養指導論		2
	栄養教育論		2
	公衆栄養学概論		2
	栄養カウンセリング論		2
	栄養指導論実習Ⅰ		1
給食の運営	栄養指導論実習Ⅱ		1
	調理学		2
	給食計画実務論		2
	調理学実習Ⅰ		1
	調理学実習Ⅱ		1
	調理学実習Ⅲ		1
	給食管理実習Ⅰ		1
その他関連科目	給食管理実習Ⅱ		3
	給食の運営(校外実習指導)		2
	製菓理論		2
	製菓実習		1
	保育学		2
	食と健康		2
	食文化論		2
栄養士総合演習		1	1
卒業セミナー		1	1
計		1	74
計			75

別表第2-2 (第34条関係)

食物栄養学科

栄養士免許取得の学則規定科目及び単位

専門教育科目

授業科目		単位		
		必須	選択	計
社会生活と健康	公衆衛生学	2		2
	社会福祉概論	2		2
	看護・介護概論		1	1
人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	2		2
	解剖生理学Ⅱ	2		2
	生化学	2		2
	病理学	2		2
	解剖生理学実習	1		1
	生化学実験	1		1
食品と衛生	食品学Ⅰ	2		2
	食品学Ⅱ	2		2
	食品学Ⅲ		2	2
	食品学実験Ⅰ	1		1
	食品学実験Ⅱ	1		1
	食品加工学実習		1	1
	食品衛生学	2		2
	食品衛生学実習	1		1
	微生物学		2	2
栄養と健康	栄養学総論	2		2
	栄養学各論	2		2
	臨床栄養学概論	2		2
	運動栄養学	2		2
	臨床病態学概論		2	2
	栄養学各論実習	1		1
	臨床栄養学実習	1		1
栄養の指導	栄養指導論	2		2
	栄養教育論	2		2
	公衆栄養学概論	2		2
	栄養カウンセリング論		2	2
	栄養指導論実習Ⅰ	1		1
	栄養指導論実習Ⅱ	1		1

授業科目		単位		
		必須	選択	計
給食の運営	調理学	2		2
	給食計画実務論	2		2
	調理学実習Ⅰ	1		1
	調理学実習Ⅱ	1		1
	調理学実習Ⅲ	1		1
	給食管理実習Ⅰ	1		1
	給食管理実習Ⅱ	3		3
	給食の運営(校外実習指導)	2		2
その他関連科目	製菓理論		2	2
	製菓実習		1	1
	保育学		2	2
	食と健康		2	2
	栄養士総合演習		1	1
	卒業セミナー		1	1
計		54	19	73

別表第3-1 (第11条関係)

幼児教育学科

教養科目

授業科目		単位		
		必修	選択	計
全学共通開講科目	熊本学		1	1
	日本伝統文化入門		1	1
	数理・データサイエンス・AI入門		1	1
教養基礎	基礎セミナー	1		1
	日本語表現		1	1
	情報処理A		1	1
	情報処理B		1	1
	キャリアデザイン	1		1
学部学科開講科目	英語I		1	1
	英語II		1	1
	心理学		2	2
人間と社会	人権教育		2	2
	法学（日本国憲法）		2	2
	保健体育	1		1
自然と生命	体育実技I	1		1
	体育実技II		1	1
	計	4	15	19

専門教育科目

授業科目	単位		
	必修	選択	計
教育原理	2		2
教職・保育者論	2		2
教育・保育社会学		2	2
教育心理学	2		2
特別支援教育論	1		1
教育課程論	2		2
教育方法論	2		2
幼児の理解（教育相談を含む）	2		2
教育実習		4	4
教育実習指導		1	1
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	2
保育内容－健康	1		1
保育内容－人間関係	1		1
保育内容－環境	1		1
保育内容－言葉	1		1
保育内容－音楽表現	1		1
保育内容－造形表現	1		1
健康の指導法	1		1
人間関係の指導法	1		1
環境の指導法	1		1
言葉の指導法	1		1

授業科目	単位		
	必修	選択	計
音楽の指導法	1		1
造形の指導法	1		1
保育原理	2		2
子ども家庭福祉		2	2
社会福祉	2		2
子ども家庭支援論		2	2
社会的養護I		2	2
子ども家庭支援の心理学		2	2
子どもの理解と援助		1	1
子どもの保健		2	2
子どもの食と栄養		2	2
保育内容総論	1		1
乳児保育I		2	2
乳児保育II		1	1
子どもの健康と安全		1	1
障害児保育A	1		1
障害児保育B		1	1
社会的養護II		1	1
子育て支援		1	1
子どもの健康と遊び		1	1
器楽I	1		1
器楽II	1		1
器楽III		1	1
器楽IV		1	1
音楽基礎		1	1
造形	1		1
保育方法実践演習（音と遊び）		1	1
保育方法実践演習（運動遊び）		1	1
保育の環境と子どもの生活		1	1
療育基礎論		1	1
保育実習I		4	4
保育実習IA		1	1
保育実習IB		1	1
保育実習II		2	2
保育実習III		2	2
保育実習II		1	1
保育実習III		1	1
キャリアトレーニング	1		1
専門研究I	1		1
専門研究II	1		1
計	37	49	86

別表第3-2 (第36条関係)

幼児教育学科

保育士資格取得のための学則規定科目及び単位

必修及び選択科目

授業科目		単位		
		必修	選択	計
全学共通開講科目	熊本学		1	1
	日本伝統文化入門		1	1
	数理・データサイエンス・AI入門		1	1
学部学科開講科目	基礎セミナー	1		1
	日本語表現		1	1
	情報処理A		1	1
	情報処理B		1	1
	キャリアデザイン	1		1
	英語I		1	1
	英語II		1	1
	心理学		2	2
	人権教育		2	2
	法学（日本国憲法）		2	2
命と自然	保健体育	1		1
	体育実技I	1		1
計		4	14	18

△

△印の選択教科からは6単位以上履修する。

授業科目		単位		
		必修	選択	計
関保するの科目質・目的に	保育原理	2		2
	教育原理	2		2
	子ども家庭福祉	2		2
	社会福祉	2		2
	子ども家庭支援論	2		2
	社会的養護I	2		2
	教職・保育者論	2		2
解保に育関のす対する象科の目理	教育心理学	2		2
	子ども家庭支援の心理学	2		2
	子どもの理解と援助	1		1
	子どもの保健	2		2
	子どもの食と栄養	2		2
保育の内容・方法に関する科目	教育課程論	2		2
	保育内容総論	1		1
	保育内容－健康	1		1
	保育内容－人間関係	1		1
	保育内容－環境	1		1
	保育内容－言葉	1		1
	保育内容－音楽表現	1		1
	保育内容－造形表現	1		1
	健康の指導法	1		1
	人間関係の指導法	1		1
	環境の指導法	1		1
	言葉の指導法	1		1
	音楽の指導法	1		1
	造形の指導法	1		1

専門教育科目－必修科目

授業科目		単位		
		必修	選択	計
関保するの科目内容・方針に	乳児保育I	2		2
	乳児保育II	1		1
	子どもの健康と安全	1		1
	障害児保育A	1		1
	障害児保育B	1		1
	社会的養護II	1		1
保育実習	子育て支援	1		1
	保育実習I	4		4
	保育実習指導IA	1		1
総合演習	保育実習指導IB	1		1
	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2
計		54	0	54

専門教育科目－選択科目

授業科目		単位		
		必修	選択	計
科に質保目関・育するの基本的本質	教育・保育社会学		2	2
	保育の環境と子どもの生活		1	1
科に象保目関の育す理のる解対	特別支援教育論		1	1
	幼児の理解（教育相談を含む）		2	2
	療育基礎論		1	1
保育の内容・方法に関する科目	教育方法論		2	2
	子どもの健康と遊び		1	1
	器楽I		1	1
	器楽II		1	1
	器楽III		1	1
	器楽IV		1	1
	音楽基礎		1	1
	造形		1	1
	保育方法実践演習（音と遊び）		1	1
保育方法実践演習（運動遊び）			1	1
保育実習	保育実習II		2	2
	保育実習III		2	2
	保育実習指導II		1	1
	保育実習指導III		1	1
計		0	24	24

▲印の選択科目の履修については、次のとおりとする。

1. 「保育実習」に属する科目を除き、9単位以上を履修する。

2. 「保育実習」に属する科目では、保育実習IIと保育実習指導IIの計3単位、又は保育実習IIIと保育実習指導IIIの計3単位のいずれかを必ず履修する。

▲

別表第4 (第11条関係)
外国人留学生の特別履修科目

授業科目	単位		
	必須	選択	計
日本語 I		1	1
日本語 II		1	1
日本語 III		1	1
日本語 IV		1	1

別表第5 削除

別表第6 (第53条関係)
各種検定料

費用	金額(円)
入学検定料	30,000
大学入試センター試験利用入学検定料	15,000
再入学検定料	30,000
転入学検定料	30,000

別表第7 (第53条関係)
授業料及びその他の納付金

費用	金額(円)	備考
入学金	220,000	入学時
授業料	670,000	年額
施設費 設備費	総合生活学科	年額 (年2回に分納)
	食物栄養学科	
	幼児教育学科	

その他実験・実習料等は別に定める

別表第8 (第53条関係)
休学中の納付金

休業期間	金額(円)
1ヵ月の場合	40,000
前期の場合	20,000
後期の場合	20,000

別表第9 (第53条関係)
科目等履修料その他の納付金

費用	金額(円)	備考
入学検定料	20,000	本学卒業生は不要
入学金	20,000	
科目等履修料	10,000	1単位当たり
聴講料	5,000	

その他実験・演習料等は別に定める